

第 6 章 災害復旧・復興計画

第6章 災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	1
第2節	原状復旧	1
第3節	計画的復興の推進.....	4
第4節	災害復旧事業等に伴う財政援助及び助成計画.....	5
第5節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画.....	6
第6節	民生安定のための緊急措置に関する計画.....	8
第7節	激甚災害の指定に関する計画.....	12

第6章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、災害復旧・復興活動の一元化を図るための体制整備に努めることとする。

2 基本方向の決定

町長は、被災の状況、地域の特性、町民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

3 町民の参加

被災地の復旧・復興は、町が主体となって町民の意向を尊重しつつ、国や県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の避難行動要支援者の参画を促進するものとする。

4 国等に対する協力の要請

町長は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

(1) 町長は、県・その他の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速、かつ、円滑に被災施設の復旧事業を行い又は支援するものとする。

(2) 町長は、県・その他の防災関係機関と協力し、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

2 災害復旧事業計画の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧計画
 - ア 河川公共土木施設事業復旧計画
 - イ 砂防設備事業復旧計画
 - ウ 林地荒廃防止施設事業復旧計画
 - エ 地すべり防止施設事業復旧計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設事業復旧計画
 - カ 道路、橋梁公共土木施設事業復旧計画
- (2) 農林水産業施設事業復旧計画
- (3) 簡易水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧計画
- (8) 保健衛生施設災害復旧計画
- (9) 社会教育施設災害復旧計画
- (10) 文化スポーツ施設災害復旧計画
- (11) 商工労働施設災害復旧計画
- (12) その他の計画

3 復旧事業の方針

- (1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町・関係機関等は、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。
- (2) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全額若しくは一部を負担又は補助するものに対し、町は復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。
- (3) 緊急査定の促進

被害施設の災害程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (4) 災害復旧事業期間の短縮

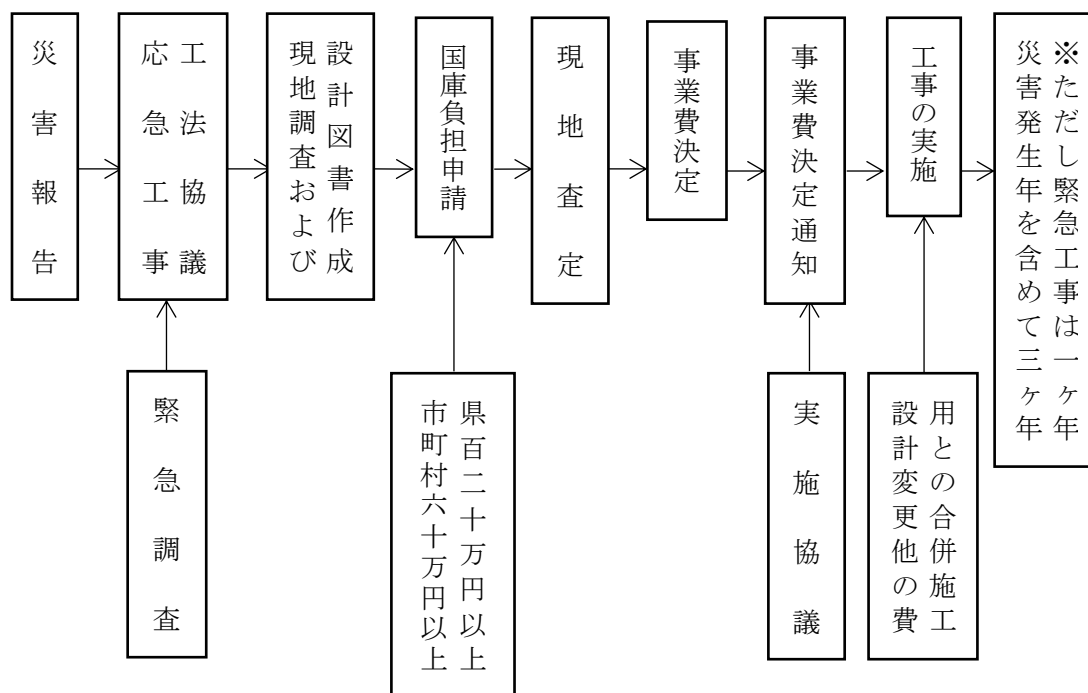
復旧事業計画の樹立にあたっては、被災地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度災害の防止及び速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り事業期間の短縮を図る。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるように措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

(6) 公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁）の取扱い手続きは次のとおりである。

ア 公共事業について



災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

イ 小災害の措置について

上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたものを含む）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、県に対し、被害復旧の促進方法を強く要請する。

4 災害廃棄物の処理

(1) 円滑、かつ、適切な処理の実施

町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合に

は、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

町長は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、町民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

(4) 広域応援

ア 町長は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。

イ 県(廃棄物・リサイクル課)は、アの要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行うものとする。

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

(1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町長は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、また、必要に応じて大規模災害からの復興に関する法律を活用し、具体的な復興計画を作成するものとする。

また、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

(2) 町長の復興計画においては、町の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。

(3) 町長が復興計画を作成した場合は、県に報告するものとし、県は当該復興計画の内容を踏まえ、県としての復興計画を作成する。

(4) 町長は、復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の避難行動要支援者など多様な町民の意見を反映するよう努める。

(5) 町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりの実施

ア 町長は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な町環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

イ 防災まちづくりに当たっては、現在の町民のみならず将来の町民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、町民の理解を求めものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(2) 町長は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全委の確保等为目标とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

(3) 町長は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を町民に説明しつつ、町の再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

(4) 町長は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

(5) 町長は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、町民に対し行うものとする。

第4節 災害復旧事業等に伴う財政援助及び助成計画

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚被害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 伝染病予防法
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- (6) 予防接種法
- (7) 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

第5節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

1 住宅復興資金

自然災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は居住者で、罹災証明書の交付を受けたものが住宅を建設、購入又は補修する場合、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資が行われる。

(1) 建設の場合

ア 融資を受けられる行為

災害復興住宅の建設及びこれに付随する土地（借地権を含む）の取得又は整地

イ 貸付対象者

全壊又は大規模半壊若しくは半壊の罹災証明書の交付を受けた住宅の所有者、賃借人又は居住者

ウ 対象住宅の規模

住宅部分の床面積が 13 m²以上 175 m²以下

エ 融資限度額

建設資金	1,460 万円
土地取得資金	970 万円
整地資金	390 万円

オ 利率（年利）

1.48%

カ 償還期間（3年以内の措置期間を設けることができる）

耐火・準耐火、木造（耐久性）の住宅	35 年以内
木造（一般）の住宅	25 年以内

(2) 購入資金

ア 貸付を受けられる行為

災害により新築住宅又は中古住宅の購入及びこれに付随する土地の取得

イ 貸付対象者

全壊又は大規模半壊若しくは半壊の罹災証明書の交付を受けた住宅の所有者、賃借人又は居住者

ウ 対象住宅の規模

1戸あたりの住宅部分の床面積が 50 m²（共同建ての場合 40 m²）以上、175 m²以下で、1戸建ての場合は、敷地面積が 100 m²以上

エ 融資限度額（基本融資額）

新築住宅購入資金

新築住宅購入資金 2,430 万円（土地取得資金の 970 万円含む。）

中古住宅購入資金

リ・ユースプラン 2,430 万円（土地取得資金の 970 万円含む。）

リ・ユース 2,130 万円（土地取得資金の 970 万円含む。）

オ 利率（年利）

1.48%

カ 償還期間

新築購入

耐火・準耐火、木造（耐久性）の住宅 35 年以内

木造（一般）の住宅 25 年以内

中古購入

リ・ユースプラス 35 年以内

リ・ユース 25 年以内

(3) 補修資金

ア 貸付を受けられる行為

災害復興住宅の補修

イ 貸付対象者

住宅に 10 万円以上の被害が生じ、罹災証明書の交付を受けた住宅の所有者、貸借入又は居住者

ウ 対象住宅の規模

上記イの条件以外の制限なし

エ 融資限度額（基本融資額）

補修資金 640 万円

整地資金 390 万円

引方移転資金 390 万円

オ 利率（年利）

1.48%

カ 償還期間

20 年以内

(4) 町の措置

ア 災害復興住宅融資

町は、災害時の滅失家屋の状況を延滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅融資の融通適用災害に該当するときは、災害復興住宅融

資の融資について、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の借入の促進を図るよう努める。

イ 災害復興特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね 10 戸以上となった場合、町長は罹災者の希望により、罹災費の実態を調査した上で、罹災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構北関東支店に申し出るとともに罹災者に融資限度の周知徹底を図り、借入申し込みの希望者に対して借入の指導を行う。

ウ 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第 24 条第 3 項の規定により、知事の承認を受けた関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資の斡旋については、災害復興住宅融資と同様、町は必要な措置を講ずる。

2 災害弔慰金及び災害援助資金条例の整備

自然災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のために災害弔慰金の支給につき条例の整備を図るとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するための、災害援助金の貸付に関する条例についても、速やかに制定する。

第 6 節 民生安定のための緊急措置に関する計画

町は、震災後の町民生活の安定と生活環境の整備を図るため、関係機関、団体と連携して民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

1 罹災証明の交付

- (1) 罹災証明書は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、町長は、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、罹災証明の交付体制を早期に確立する。防災班は、町民から申請があった場合、罹災証明書を発行する。証明の範囲は、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

ア 住家・住家以外の建物の被害

- (ア) 全壊・全焼
- (イ) 流失
- (ウ) 半壊・半焼
- (エ) 床上浸水
- (オ) 床下浸水

イ 人的被害

- (ア) 死亡

(イ) 行方不明

(ウ) 負傷

ウ その他物的被害

(2) 町は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。実施にあたっては、必要に応じて、県（危機管理室、建築課）の支援を仰ぐものとする。

2 被災者台帳の作成

(1) 町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

3 国税等の徴収猶予及び減免等の措置

町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税、介護保険料、国民年金保険料等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税及び地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

4 生活保護

被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じて最低限の生活を保障する措置をする。

5 郵政関係保護

災害救助法が適用された場合、区域町民の被害状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる被害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 小包郵便物の料金免除

被災地の被災者の援助を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてた救援物資を内容とする小包郵便物の料金を免除する。

(2) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

救助法が適用されたときは、被災者の安否通信等の便宜を図るため、万場郵便局及び中里郵便局において被災者に対し、通常はがき（5枚）及び郵便書留（1枚）を無償交付又は当該被災者が差し出す郵便物の料金を免除することができる。

(3) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

被災者に緊密な資金需要、その他の災害事情によるときは、万場郵便局及び中里郵便局において郵便貯金、郵便為替、郵便振替貯金及び年金・恩給等の一定金額の範囲内における非常時即時払い並びに簡易保険の保険金貸付金の非常時即時払い及び保険料・年金掛金特別払込み猶予等の非常取扱いを実施する。

(4) 災害寄付金の料金免除

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救護を目的とする寄付金を郵便為替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金は免除する。

6 災害援護資金及び生活福祉資金・母子父子寡婦福祉資金の貸付

災害によって家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、災害救助法適用時は災害援護資金を、同法の適用に当たらない場合は、生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付けるものとする。

(1) 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく援護資金であるが、当町においては根拠条例が未整備のため速やかに制定する。

(2) 生活福祉資金

群馬県社会福祉協議会は、地震により被害を受けた低所得世帯に対して安定した生活を営ませるため、必要に応じて以下の資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。

ア 災害援護費

災害による困窮から自立更正に必要な経費を1世帯当たり150万円を限度として貸し付ける。

イ 住宅費

被災した住宅の増改築又は補修等のために必要な経費を、1世帯当たり250万円を限度として貸し付ける。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

県は、地震により小規模な被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した住宅を増改築又は補修等のために必要な経費を1世帯当たり200万円を限度として貸し付ける。

7 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、地震災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する旨の条例を制定する。

町は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

8 その他の公的資金の融資

被災した施設の早期復旧を図るため、各種復旧資金の融資を行うとともに、生業資金の融資の斡旋等、被災者の生活確保の措置を講ずる。

(1) 住宅金融公庫資金

- ア 災害復興住宅資金の貸付
- イ 一般住宅建設資金の特別貸付

(2) 群馬県マイホーム建設資金利子補給

(3) 農林漁業制度資金

- ア 県農漁業災害対策特別措置条例に基づく資金の貸付
 - (ア) 経営資金
 - (イ) 農漁業用施設資金
 - (ウ) 事業資金
- イ 農林漁業金融公庫資金の貸付
 - (ア) 自作農維持資金
 - (イ) 農林漁業施設資金
 - (ウ) 農業基盤整備資金
 - (エ) 中小企業融資

9 復興過程における仮設住宅の提供

町長は、県(住宅政策課)と協力し、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

10 恒久的な住宅確保の支援

町長は、県(住宅政策課)と協力し、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

11 安全な地域への移転の推奨

町長は、県(住宅政策課)と協力し、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

12 ボランティア活動による長期的支援

災害復旧及び民生安定が長期にわたる場合は、被災者の自立生活を支援するための、長期的なボランティア活動の支援、推進を図る。

13 住民生活相談等の実施

(1) 住民生活相談等の実施

町は、災害発生後、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等、被災者等の生活相談に応じるため、相談窓口を設置するなど、住民生活相談を実施する。

(2) 在住外国人に対する生活相談の実施

町は、県内市町村の国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する生活相談を実施する。

なお、必要があると認める場合には、外国語の話せるボランティアを避難所等に配置するなど、在日外国人の避難所生活を支援する。

14 災害復興基金の設立等

町長は、県と協力し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

町は、地震による大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置を講ずるものとする。

1 激甚災害に関する調査

町は、県が実施する調査に協力するものとする。

2 特別財政援助の交付手続き

激甚災害の指定を受ける必要があると認められた場合は、町は関係機関との密接な連絡のもとに、指定の促進を図るものとする。

3 特別財政援助の交付手続き

激震災害の指定を受けた場合、町長は速やかに関係調書等を作成し、県の主管課に提出するものとする。